

鈴鹿市告示第 5 1 号

鈴鹿市補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 3 月 2 5 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市補助金等交付要綱の一部を改正する告示

鈴鹿市補助金等交付要綱（平成 2 9 年鈴鹿市告示第 9 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						
別表第 1 （第 2 条関係）						
略						
文化スポーツ部						
区 分	補助金等 の名称	交付目的	交付対象者	交付対象経費	補助率 又は額	所管課
略	略	略	略	略	略	略
13	略	略	略	略	略	略
14	<u>木造天神 像防災設 備保存事 業補助金</u>	<u>三重県指定文化財 木造天神像の収蔵 庫である本殿の修 復及び保存のため</u>	<u>三重県指定 文化財木造 天神像の管 理者</u>	<u>木造天神像の収 蔵庫である本殿 の修復に要する 経費</u>	<u>交付対 象経費 の 4 分 の 1 の 額</u>	<u>文化財 課</u>
15 ～ 22	略	略	略	略	略	略
環境部						
区	補助金等	交付目的	交付対象者	交付対象経費	補助率	所管課

分	の名称				又は額	
1	犬猫の避妊等手術費助成金	<u>動物の適正な飼養を促すとともに市民の生活環境の保全を図るため</u>	<u>犬又は猫に避妊手術又は去勢手術を受けさせたものであるため、別に定める要件を満たすものの</u>	犬又は猫の避妊手術又は去勢手術に要する経費	犬の雌にあっては3千円、猫の雌にあっては2千円、犬及び猫の雄にあっては1,500円	環境政策課
略	略	略	略	略	略	略

子ども政策部

区分	補助金等の名称	交付目的	交付対象者	交付対象経費	補助率 又は額	所管課
略	略	略	略	略	略	略
2	略	略	略	略	略	略

<u>3</u> ・ <u>4</u>	略	略	略	略	略	略
<u>5</u>	放課後児童クラブ ひとり親家庭利用 料支援事業補助金	ひとり親家庭の経済的負担の軽減及び放課後児童クラブの健全な運営の確保を図るため	ひとり親家庭の児童に係る利用料を減免する放課後児童クラブを運営するもの	交付対象者が減免した利用料の合計額	交付対象経費 (限度額1人 当たり 月額 <u>6</u> 千円)	子ども政策課
<u>6</u> ～ <u>8</u>	略	略	略	略	略	略
<u>9</u> ～ <u>26</u>	略	略	略	略	略	略

<u>27</u>	<u>私立保育所等医療的ケア児保育支援事業費補助金</u>	<u>私立保育所等における医療的ケア児に対する保育の充実に図るため</u>	<u>医療的ケア児保育支援事業を実施する私立保育所等を設置する者</u>	<u>医療的ケア児保育支援事業を実施するために配置する看護師等に係る人件費</u>	<u>交付対象経費（別に定める基準額以内の額）</u>	<u>子ども育成課</u>
<u>28</u>	略	略	略	略	略	略
<u>29</u>	<u>不妊治療費助成金</u>	<u>不妊治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減及び少子化対策に寄与するため</u>	<u>不妊治療を受ける夫婦で別に定める要件を満たすもの</u>	<u>特定不妊治療に要する経費（別に定める経費等を除く。）</u>	<u>別に定める額</u>	<u>子ども保健課</u>

30	不育症治療費助成金	不育症に悩む夫婦の経済的負担の軽減及び少子化対策に寄与するため	不育症治療を受ける夫婦で別に定める要件を満たすもの	不育症治療に要する経費（別に定める経費等を除く。）	別に定める額	子ども保健課
31	妊婦一般健康診査 県外受診助成金	妊婦の保健管理の向上を図るため	県外医療機関等において健康診査を受診した妊婦のうち、別に定める要件を満たす者	県外医療機関等において受診した健康診査に要する費用	交付対象経費（健康診査の項目ごとに定める限度額以内の額）	子ども保健課
32	産婦健康診査 県外受診助成金	産婦の保健管理の向上を図るため	県外医療機関等において健康診査を受診した産婦のうち、別に定める要件を満たす者	県外医療機関等において受診した健康診査に要した費用	交付対象経費（1回につき限度額5千円）	子ども保健課
33	新生児聴覚スクリーニング検査助成金	聴覚に関する異常の早期発見及び早期支援を図り、新生児の健康増進に寄与するため	市内に住所を有する者で、市外医療機関等において新生児聴覚スク	新生児聴覚スクリーニング検査に要する費用	交付対象経費（1回につき限度額3千円）	子ども保健課

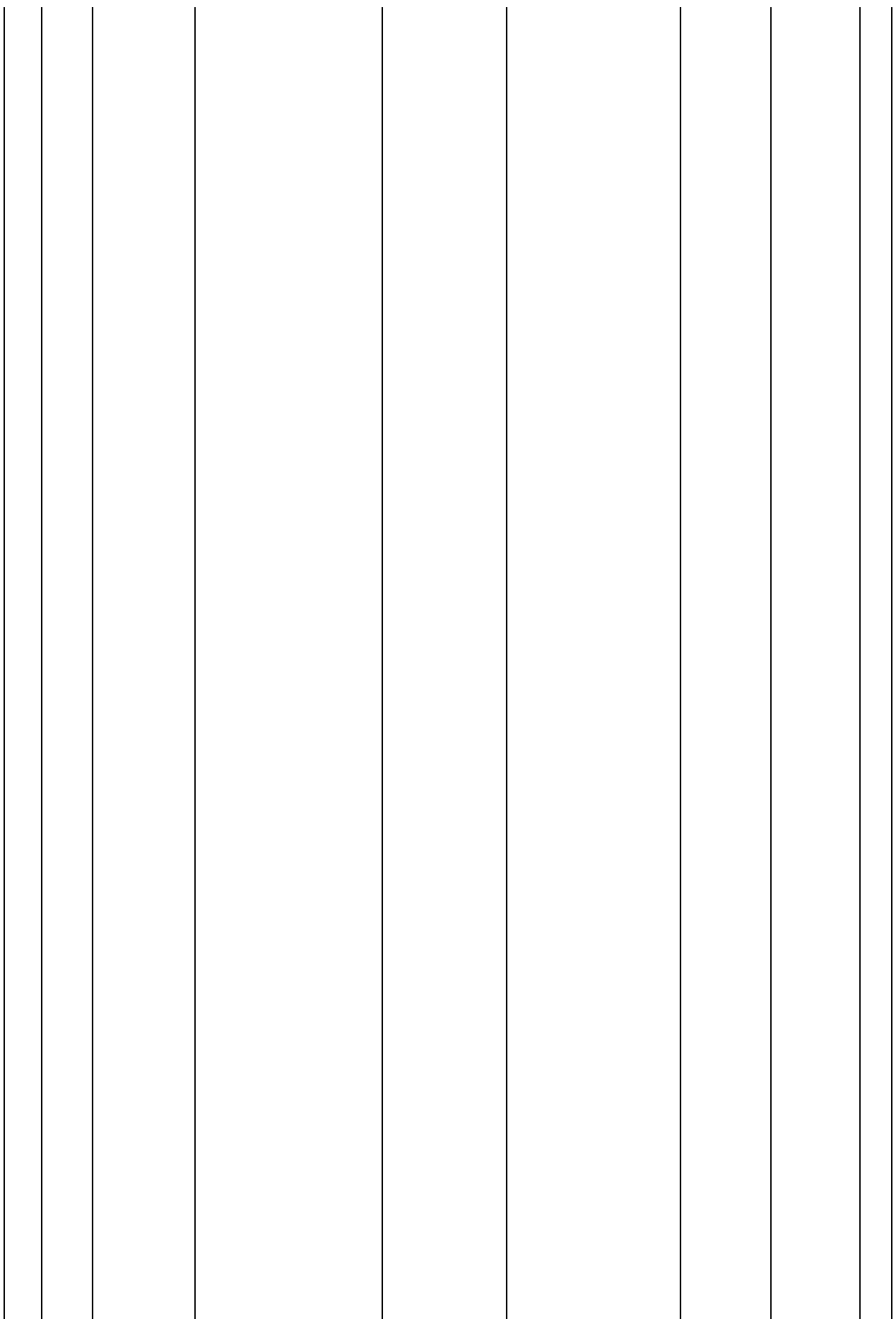
			<u>リーニング</u> <u>検査を受け</u> <u>た者の保護</u> <u>者</u>		<u>）</u>	
<u>34</u>	<u>多胎妊娠</u> <u>の妊婦健</u> <u>康診査助</u> <u>成金</u>	<u>多胎児を妊娠した</u> <u>妊婦の保健管理の</u> <u>向上を図るため</u>	<u>市内に住所</u> <u>を有する者</u> <u>で多胎児を</u> <u>妊娠してい</u> <u>るもの</u>	<u>通常の14回の妊</u> <u>婦健康診査に追</u> <u>加して受診する</u> <u>健康診査に要す</u> <u>る費用</u>	<u>交付対</u> <u>象経費</u> <u>（1回</u> <u>につき</u> <u>限度額</u> <u>5千円</u> <u>）</u>	<u>子ども</u> <u>保健課</u>
<u>35</u>	<u>出産・子</u> <u>育て応援</u> <u>給付金</u>	<u>妊婦及び子育て家</u> <u>庭が安心して出産</u> <u>し、及び子育てが</u> <u>できる環境の整備</u> <u>を図るため</u>	<u>妊婦及び出</u> <u>生した子ど</u> <u>もを養育す</u> <u>る者</u>	<u>出産及び育児に</u> <u>要する費用</u>	<u>妊婦及</u> <u>び出生</u> <u>した子</u> <u>ども1</u> <u>人につ</u> <u>き50千</u> <u>円</u>	<u>子ども</u> <u>保健課</u>
<u>36</u>	<u>1か月児</u> <u>健康診査</u> <u>受診助成</u> <u>金</u>	<u>新生児の保健管理</u> <u>の向上を図るため</u>	<u>市内に住所</u> <u>を有する者</u> <u>で、市外医</u> <u>療機関等に</u> <u>おいて1か</u> <u>月児健康診</u> <u>査を受診し</u> <u>た者の保護</u> <u>者</u>	<u>1か月児健康診</u> <u>査に要する費用</u>	<u>交付対</u> <u>象経費</u> <u>（1回</u> <u>につき</u> <u>限度額</u> <u>4千円</u> <u>）</u>	<u>子ども</u> <u>保健課</u>

健康福祉部

区	補助金等	交付目的	交付対象者	交付対象経費	補助率	所管課
---	------	------	-------	--------	-----	-----

分	の名称				又は額	
略	略	略	略	略	略	略
5	略	略	略	略	略	略
<u>6</u> ～ <u>15</u>	略	略	略	略	略	略
<u>16</u> ・	略	略	略	略	略	略

	<u>17</u>						
	<u>18</u> ～ <u>29</u>	略	略	略	略	略	略
	<u>30</u>	<u>三重県聴覚障害者福祉大会補助金</u>	<u>聴覚障害及び手話言語に対する理解促進を図るため</u>	<u>一般社団法人三重県聴覚障害者協会</u>	<u>三重県聴覚障害者福祉大会の開催に要する経費</u>	<u>定額</u>	<u>障がい福祉課</u>



<u>31</u>	略	略	略	略	略	略
<u>32</u>	病院群輪 番制病院 施設整備 補助金	市の二次救急医療 体制の機能強化を 図るため	鈴鹿中央総 合病院及び 鈴鹿回生病 院	病院群輪番制病 院として必要な 施設の新築及び 増改築に要する 経費	別に定 める額	地域医 療推進 課
<u>33</u> ～ <u>44</u>	略	略	略	略	略	略
<u>45</u>	略	略	略	略	略	略

産業振興部

区 分	補助金等 の名称	交付目的	交付対象者	交付対象経費	補助率 又は額	所管課
略	略	略	略	略	略	略

11	略	略	略	略	略	略
<u>12</u> ～ <u>27</u>	略	略	略	略	略	略
<u>28</u>	<u>文房四宝 まつり事 業補助金</u>	<u>鈴鹿墨産業の振興 及び育成を図るた め</u>	<u>第22回文房 四宝まつり 実行委員会</u>	<u>第22回文房四宝 まつりの開催に 要する経費</u>	<u>定額</u>	<u>商業観 光政策 課</u>
<u>29</u> ～ <u>60</u>	略	略	略	略	略	略
<u>61</u>	略	略	略	略	略	略

～ <u>71</u>						
<u>72</u> ～ <u>75</u>	略	略	略	略	略	略

都市整備部

区 分	補助金等 の名称	交付目的	交付対象者	交付対象経費	補助率 又は額	所管課
略	略	略	略	略	略	略
8	移住促進 のための 空き家リ ノベーション等補 助金	中古住宅等の空き 家の有効活用を図 るとともに市内へ の定住を促進する ため	市外からの 移住のため に空き家の リノベーション等を行 う移住者の うち、別に 定める要件 を満たすも の	別に定める要件 を満たすリノベ ーション等に係 る費用が <u>300千 円</u> 以上の工事に 要する経費	交付対 象経費 の3分 の1の 額（限 度額 <u>50 0千円</u> ）	住宅政 策課
9	移住支援 金	市内への移住及び 定住の促進並びに	東京23区の 在住者又は	移住に要する一 時的な経費（転	2人以 上の世	住宅政 策課

		中小企業等における人手不足の解消を図るため	東京圏在住で東京23区への通勤者のうち、別に定める移住及び就職等に関する要件を満たす者	居費用及び転居に伴う交通費、宿泊費等)	帯にあつては1,000千円（当該世帯に18歳未満の者が属する場合は、1世帯につき300千円を加算）、単身の世帯にあつては600千円	
略	略	略	略	略	略	略

略

別表第2（第3条関係）

区分	補助金等の名称	所管課
略	略	略
19	<u>妊婦一般健康診査県外受診助成金</u>	<u>子ども保健課</u>
20	<u>産婦健康診査県外受診助成金</u>	<u>子ども保健課</u>
21	<u>新生児聴覚スクリーニング検査助成金</u>	<u>子ども保健課</u>
22	<u>多胎妊娠の妊婦健康診査助成金</u>	<u>子ども保健課</u>

<u>23</u>	<u>1 か月児健康診査受診助成金</u>	<u>子ども保健課</u>
<u>24～27</u>	略	略
略	略	略

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

改正前

別表第1（第2条関係）

略

文化スポーツ部

区分	補助金等の名称	交付目的	交付対象者	交付対象経費	補助率又は額	所管課
略	略	略	略	略	略	略
13	略	略	略	略	略	略
14 ～ 21	略	略	略	略	略	略

環境部

区	補助金等	交付目的	交付対象者	交付対象経費	補助率	所管課
---	------	------	-------	--------	-----	-----

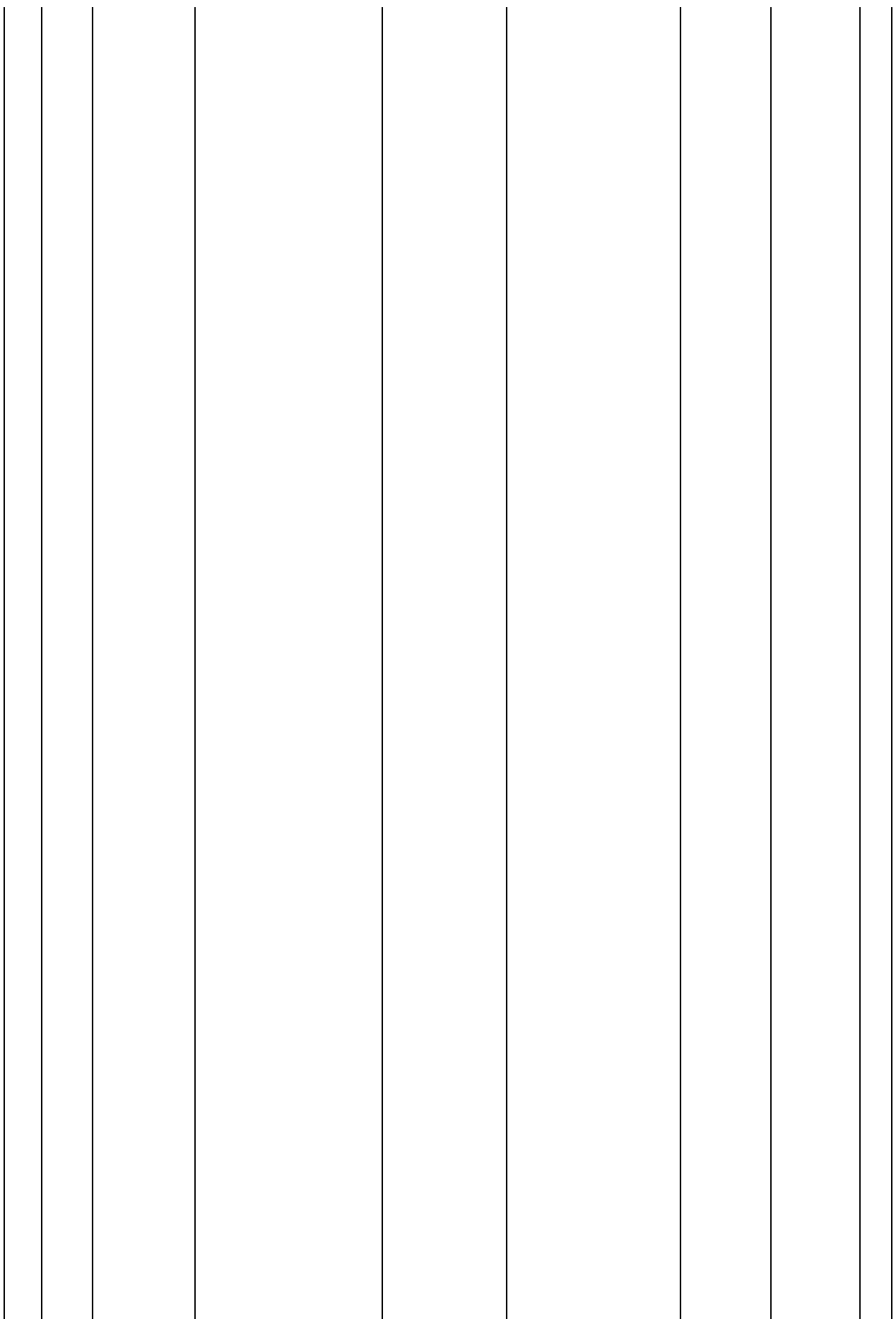
分	の名称				又は額	
1	犬猫の避妊等手術費助成金	<u>捨犬及び捨猫の抑制のため</u>	<u>市内に住所を有する個人で、その飼養する犬又は猫に避妊去勢手術を受けさせた者</u>	犬又は猫の <u>避妊又は去勢手術</u> に要する経費	犬の雌 <u>3千円</u> 。猫の雌 <u>2千円</u> 。犬及び猫の雄1,500円	環境政策課
略	略	略	略	略	略	略

子ども政策部

区分	補助金等の名称	交付目的	交付対象者	交付対象経費	補助率 又は額	所管課
略	略	略	略	略	略	略
2	略	略	略	略	略	略
3	<u>不妊治療費助成金</u>	<u>不妊治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減及び少子化対策に寄与するため</u>	<u>不妊治療を受ける夫婦で別に定める要件を満たすもの</u>	<u>保険診療適用外の人工授精及び特定不妊治療に要する経費（別に定める経費等を除く。）</u>	<u>別に定める額</u>	<u>子ども政策課</u>
4	<u>不育症治療費助成金</u>	<u>不育症に悩む夫婦の経済的負担の軽減及び少子化対策</u>	<u>不育症治療を受ける夫婦で別に定</u>	<u>不育症治療に要する経費（別に定める経費等を</u>	<u>別に定める額</u>	<u>子ども政策課</u>

		<u>に寄与するため</u>	<u>める要件を</u> <u>満たすもの</u>	<u>除く。)</u>		
<u>5</u> ・ <u>6</u>	略	略	略	略	略	略
<u>7</u>	放課後児童クラブ ひとり親家庭利用 料支援事業補助金	ひとり親家庭の経済的負担の軽減及び放課後児童クラブの健全な運営の確保を図るため	ひとり親家庭の児童に係る利用料を減免する放課後児童クラブを運営するもの	交付対象者が減免した利用料の合計額	交付対象経費 (限度額1人 当たり 月額 <u>3</u> 千円)	子ども 政策課
<u>8</u> ～ <u>10</u>	略	略	略	略	略	略
<u>11</u>	<u>物価高騰対策子ども食堂食材費補助金</u>	<u>原油価格・物価高騰の影響を受けている子ども及びその保護者の安定した食事の機会を確保するため</u>	<u>市内において子ども食堂等を開催するもののうち、別に定める要件を満たすものの</u>	<u>食事の提供に要する経費</u>	交付対象経費 (限度額月額 <u>2</u> 万円))	子ども 政策課
<u>12</u> ～ <u>29</u>	略	略	略	略	略	略
<u>30</u>	<u>私立保育所等保育環境改善</u>	<u>保育所等における安全かつ安心な保育環境の確保を図</u>	<u>保育環境改善等事業を実施する私</u>	<u>保育環境改善等事業を実施するために要する経</u>	交付対象経費 (別に	子ども 育成課

	<u>等事業費補助金</u>	<u>るため</u>	<u>立保育所等を設置する者</u>	<u>費</u>	<u>定める基準額以内の額)</u>	
<u>31</u>	<u>私立保育所等安全対策事業費補助金</u>	<u>送迎用バスを利用する児童の安全確保を図るため</u>	<u>私立保育所等を設置する者</u>	<u>送迎用バスに事故防止安全管理装置を設置するために要する経費</u>	<u>交付対象経費(限度額175千円)</u>	<u>子ども育成課</u>
<u>32</u>	<u>私立保育所等給食費支援給付金</u>	<u>私立保育所等を利用する原油価格・物価高騰の影響を受けている児童の保護者の経済的負担の軽減を図るため</u>	<u>私立保育所等を設置する者</u>	<u>私立保育所等における給食の提供に要する経費</u>	<u>児童1人につき月額250円</u>	<u>子ども育成課</u>
<u>33</u>	<u>物価高騰対策私立保育所等運営支援給付金</u>	<u>原油価格・物価高騰の影響を受けている私立保育所等の運営の安定化を図るため</u>	<u>私立保育所等を設置する者</u>	<u>私立保育所等の運営に要する電気料金及びガス料金</u>	<u>利用定員数に応じ別に定める額</u>	<u>子ども育成課</u>
<u>34</u>	略	略	略	略	略	略



健康福祉部							
区	補助金等	交付目的	交付対象者	交付対象経費	補助率	所管課	

分	の名称				又は額	
略	略	略	略	略	略	略
5	略	略	略	略	略	略
6	外国人高齢者福祉給付金	国民年金制度上、 公的年金を受け取る ことが出来ない 在日外国人の福祉 の向上を図るため	別に定める 要件を満た す住民基本 台帳法（昭 和42年法律 第81号）第 30条の45の 外国人住民	自立した生活に 要する経費	1人に つき月 額10千 円	健康福 祉政策 課
7	外国人障害者福祉給付金	国民年金制度上、 公的年金を受け取 ることが出来ない 在日外国人の障害 者の福祉の向上を 図るため	別に定める 要件を満た す住民基本 台帳法第30 条の45の外 国人住民	自立した生活に 要する経費	1人に つき月 額10千 円	健康福 祉政策 課
8 ～ 17	略	略	略	略	略	略
18	人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業費補助金	生涯にわたって健 やかで充実した生 活を営むことがで きる豊かな社会の 構築を図るため	医師、医療 機関、コミ ュニティ組 織、単位老 人クラブ及 び市民活動 団体	人生100年時代 づくり・地域創 生ソフト事業に 要する経費	別に定 める基 準額以 内の額	長寿社 会課
19 ・	略	略	略	略	略	略

<u>20</u>						
<u>21</u>	<u>物価高騰 対策高齢 者施設等 運営支援 給付金</u>	<u>原油価格・物価高 騰の影響を受けて いる高齢者施設等 の運営の安定化を 図るため</u>	<u>市内の高齢 者施設等</u>	<u>高齢者施設等の 運営に要する食 材費、電気料金、 ガス料金及び車 両燃料費</u>	<u>別に定 める額</u>	<u>長寿社 会課</u>
<u>22</u> ～ <u>33</u>	略	略	略	略	略	略
<u>34</u>	<u>障がい者 就労農福 連携事業 補助金</u>	<u>農業又は農産物の 販売等に従事する ことにより、障害 者の社会的自立及 び社会経済活動へ の参加の促進を図 るため</u>	<u>一般社団法 人障がい者 アグリ就労 人材センタ ー</u>	<u>交付対象者が行 う障がい者就労 農福連携事業の 実施に要する別 に定める経費</u>	<u>定額</u>	<u>障がい 福祉課</u>
<u>35</u>	<u>物価高騰 対策障害 福祉サー ビス事業 所等運営 支援給付 金</u>	<u>原油価格・物価高 騰の影響を受けて いる障害福祉サー ビス事業所等の運 営の安定化を図る ため</u>	<u>市内の障害 福祉サービ ス事業所及 び障害児通 所支援事業 所</u>	<u>障害福祉サービ ス事業所等の運 営に要する食材 費、電気料金、 ガス料金及び車 両燃料費</u>	<u>別に定 める額</u>	<u>障がい 福祉課</u>
<u>36</u>	<u>妊婦一般 健康診査 県外受診 助成金</u>	<u>妊婦の保健管理の 向上を図るため</u>	<u>県外医療機 関等におい て健康診査 を受診した 妊婦のうち 、別に定め</u>	<u>県外医療機関等 において受診し た健康診査に要 する費用</u>	<u>交付対 象経費 （健康 診査の 項目ご とに定</u>	<u>健康づ くり課</u>

			<u>る要件を満たす者</u>		<u>める限度額以内の額</u>)	
37	<u>産婦健康 診査県外 受診助成 金</u>	<u>産婦の保健管理の 向上を図るため</u>	<u>県外医療機 関等におい て健康診査 を受診した 産婦のうち 、別に定め る要件を満たす者</u>	<u>県外医療機関等 において受診し た健康診査に要 した費用</u>	<u>交付対象経費 (1回 につき 限度額 5千円)</u>	<u>健康づ くり課</u>
38	<u>新生児聴 覚スクリ ーニング 検査助成 金</u>	<u>聴覚に関する異常 の早期発見及び早 期支援を図り、新 生児の健康増進に 寄与するため</u>	<u>市内に住所 を有する者 で、新生児 聴覚スクリ ーニング検 査を受けた 者の保護者</u>	<u>新生児聴覚スク リーニング検査 に要する費用</u>	<u>交付対象経費 (1回 につき 限度額 3千円)</u>	<u>健康づ くり課</u>
39	<u>多胎妊娠 の妊婦健 康診査助 成金</u>	<u>多胎児を妊娠した 妊婦の保健管理の 向上を図るため</u>	<u>市内に住所 を有する妊 婦で多胎を 妊娠してい るもの</u>	<u>通常の14回の妊 婦健康診査に追 加して受診する 健康診査に要す る費用</u>	<u>交付対象経費 (1回 につき 限度額 5千円)</u>	<u>健康づ くり課</u>
40	<u>出産・子 育て応援 給付金</u>	<u>妊婦及び子育て家 庭が安心して出産 し、及び子育てが</u>	<u>妊婦及び出 生した子ど もを養育す</u>	<u>出産及び育児に 要する費用</u>	<u>妊婦及 び出生 した子</u>	<u>健康づ くり課</u>

		<u>できる環境の整備 を図るため</u>	<u>る者</u>		<u>ども1 人につ き50千 円</u>	
<u>41</u>	略	略	略	略	略	略
<u>42</u> ～ <u>53</u>	略	略	略	略	略	略
<u>54</u>	<u>新型コロ ナウイル スワクチ ン接種体 制支援金</u>	<u>新型コロナウイル ス感染症の拡大を 防止するため</u>	<u>別に定める 要件を満た す市内の医 療機関</u>	<u>新型コロナウイ ルスワクチンの 個別接種に要す る経費</u>	<u>個別接 種1回 につき 2千円</u>	<u>地域医 療推進 課</u>
<u>55</u>	略	略	略	略	略	略
<u>56</u>	<u>物価高騰 対策医療 機関等運 営支援給 付金</u>	<u>原油価格・物価高 騰の影響を受けて いる医療機関等の 運営の安定化を図 るため</u>	<u>市内の病院 、診療所、 助産所、薬 局、施術所 及び歯科技 工所</u>	<u>医療機関等の運 営に要する食材 費、電気料金、 ガス料金及び車 両燃料費</u>	<u>別に定 める額</u>	<u>地域医 療推進 課</u>

産業振興部

区 分	補助金等 の名称	交付目的	交付対象者	交付対象経費	補助率 又は額	所管課
略	略	略	略	略	略	略

11	略	略	略	略	略	略
12	スマート I C利活 用エリア 土地区画 整理事業 補助金	事業の円滑な促進 を図り、優良な工 業団地の形成に寄 与するため	土地区画整 理事業の施 行者	公共施設整備費 、公共施設の用 地費及び調査設 計費その他別に 定める経費	別に定 める額	産業政 策課
13	物価高騰 対策もの づくり企 業等支援 金	原油価格・物価高 騰の影響を受けて いるものづくり企 業等の経営の安定 化を図るため	市内に事業 所を有する ものづくり 企業等で別 に定める要 件を満たす 者	企業経営に要す る電気料金、ガ ス料金及び石油 燃料費	別に定 める額	産業政 策課
14 ～ 29	略	略	略	略	略	略
30 ～ 61	略	略	略	略	略	略
62	鈴鹿農協 養豚部会 環境保全 対策事業 補助金	養豚の伝染病発生 の防止を図るため	鈴鹿農業協 同組合養豚 部会	交付対象者が行 う養豚畜舎等の 環境対策事業に 要する経費	定額	農林水 産課
63	略	略	略	略	略	略

～ 73						
74	肥料価格 高騰対策 事業費補 助金	肥料価格高騰の影 響を受けている販 売農業者の経済的 負担を軽減するた め	国の肥料価 格高騰対策 事業を活用 する市内に 住所又は主 たる事業所 を有する販 売農業者	交付対象者が購 入した肥料費の うち、別に定め る経費	別に定 める額	農林水 産課
75 ～ 78	略	略	略	略	略	略

都市整備部

区 分	補助金等 の名称	交付目的	交付対象者	交付対象経費	補助率 又は額	所管課
略	略	略	略	略	略	略
8	移住促進 のための 空き家リ ノベーション等補 助金	中古住宅等の空き 家の有効活用を図 るとともに市内へ の定住を促進する ため	市外からの 移住のため に空き家の リノベーション等を行 う移住者の うち、別に 定める要件 を満たすも の	別に定める要件 を満たすリノベ ーション等に係 る費用が30万円 以上の工事に要 する経費	交付対 象経費 の3分 の1の 額（限 度額1, 000千 円）	住宅政 策課
9	移住支援 金	市内への移住及び 定住の促進並びに	東京23区の 在住者又は	移住に要する一 時的な経費（転	2人以 上の世	住宅政 策課

		中小企業等における人手不足の解消を図るため	東京圏在住で東京23区への通勤者のうち、別に定める移住及び就職等に関する要件を満たす者	居費用及び転居に伴う交通費、宿泊費等)	帯にあつては <u>100万円</u> 、単身の世帯にあつては <u>60万円</u>	
略	略	略	略	略	略	略

略

別表第2（第3条関係）

区分	補助金等の名称	所管課
略	略	略
<u>19</u>	<u>私立保育所等安全対策事業費補助金</u>	<u>子ども育成課</u>

<u>20～23</u>	略	略
<u>24</u>	<u>妊婦一般健康診査県外受診助成金</u>	<u>健康づくり課</u>
<u>25</u>	<u>産婦健康診査県外受診助成金</u>	<u>健康づくり課</u>
<u>26</u>	<u>新生児聴覚スクリーニング検査助成金</u>	<u>健康づくり課</u>
<u>27</u>	<u>多胎妊娠の妊婦健康診査助成金</u>	<u>健康づくり課</u>
略	略	略